

福岡市公報

令和6年6月24日 第7063号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○福岡市温泉法施行細則の一部改正 (第93号)	1
○福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の 一部改正 (第94号)	2
○福岡市化製場等の設置許可等に関する規則の一部改正 (第95号)	3
告 示	
○地縁による団体の代表者の変更 (第161号)	3
○市道の区域の変更 (第162号)	4
公 告	
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第188号)	4
○開発行為に関する工事の完了 (第189号)	5
○指定管理者の公募 (第190号)	5
○指定管理者の公募 (第191号)	8
○指定管理者の公募 (第192号)	10
水 道 局	
○一般競争入札の実施 (公告第21号)	12
東 区	
○住民票の消除 (告示第3号)	13
<hr/> 規 則 <hr/>	

福岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第93号

福岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡市温泉法施行細則(昭和59年福岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(様式第1号)」、「温泉利用施設の所在地を管轄する」及び「(以

下「保健所長」という。)」を削る。

第4条第1項中「(様式第2号)」を削り、同条第3項中「(様式第3号)」を削る。

第5条第1項中「(様式第4号)」を削り、同条第3項中「様式第5号」を「温泉利用許可相続同意書」に改める。

第6条中「(様式第6号)」及び「(様式第7号)」を削る。

第7条第1項中「(様式第8号)」を削り、同条第2項中「(様式第9号)」を削る。

第8条中「(様式第10号)」を削る。

第9条中「(様式第11号)」を削る。

第10条を次のように改める。

(申請書等の様式)

第10条 この規則の規定による申請、通知等に関し作成する申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第94号

福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成12年福岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(様式第1号)」を削り、同条第2項第6号中「特定建築物の所在地を管轄する」を削る。

第3条第1項中「(様式第2号)」及び「(様式第3号)」を削り、同条第2項第3号中「特定建築物の所在地を管轄する」を削る。

第5条第1号中「(様式第5号)」を削り、同条第2号中「(様式第6号)」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(届出書等の様式)

第6条 この規則の規定による届出、命令等に関し作成する届出書、命令書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

福岡市化製場等の設置許可等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第95号

福岡市化製場等の設置許可等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市化製場等の設置許可等に関する規則（昭和59年福岡市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項第4号中「施設の所在地又は区域を管轄する」を削る。

第4条第1項中「化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の所在地を管轄する」を削る。

第4条第2項第6号、第5条第1項及び第2項第4号並びに第6条第1項及び第2項第2号中「化製場等の所在地を管轄する」を削る。

第7条第1項中「、化製場等」を「、化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設」に改め、「化製場等の所在地を管轄する」を削り、同条第2項を削る。

第8条第1項ただし書中「その所在地を管轄する」を削る。

第10条第1項中「飼養又は収容のための施設（以下「飼養施設」という。）の所在地を管轄する」を削る。

第10条第2項第5号、第11条第1項、第12条第1項及び第2項第3号並びに第13条第1項中「飼養施設の所在地を管轄する」を削る。

第13条第2項を削る。

第14条第1項及び第2項第2号中「許可施設の所在地を管轄する」を削る。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第161号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区分	名称	代表者の住所及び氏名
変更前	福浜1丁目1区自治会	福岡市中央区福浜一丁目15番12号 中井 春男
変更後		福岡市中央区福浜一丁目11番6号 坂井 巖

福岡市告示第162号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東957	香椎957号 線	東区香椎二丁目803番1地先から 同 674番2地先まで	旧	2.45～8.10	110.74
			新	8.50	109.35

公 告

福岡市公告第188号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日

福岡市鮮魚市場 会館電力供給 (年間予定使用 電力量約 3,142,178kWh)	福岡市中央区 長浜三丁目11 番3号	令和6年 4月25日	東京都中央区日 本橋二丁目9番 10号 RE100電 力株式会社	円 63,609,357 (単価契約に基 づき算定した見 込額)	令和6年 3月14日
福岡市鮮魚市場 電力供給(年間 予定使用電力量 約 6,990,894kWh)	農林水産局 中央卸売市 場鮮魚市場		東京都中央区日 本橋二丁目11番 2号 ミツウロコグ リーンエネル ギー株式会社	128,689,649 (単価契約に基 づき算定した見 込額)	

福岡市公告第189号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第6工区
- 2 第6工区に含まれる地域の名称
福岡市東区下原一丁目1285番11、1285番12の一部、1285番22、1285番24、1285番25、1285番29及び1303番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区向野一丁目21番6号
株式会社 アルコ

福岡市公告第190号

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例（以下「条例」という。）第7条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例施行規則第4条の規定により次のように公告する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地

福岡市立つくし学園	福岡市城南区鳥飼五丁目
福岡市立ふよう学園	福岡市東区松島三丁目

2 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

条例第6条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後4時まで

(2) 休館日

日曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月3日まで

(3) 利用料金制度

条例第6条の2第1項に規定する利用料金については、同条第4項に基づき指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は、当該料金を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(5) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第4条に規定する要件によること。

(6) 管理に関し本市が負担する金額

なし

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

次のいずれにも該当するもの

-
- (1) 本市又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり、かつ、現に経営している社会福祉法人（以下「法人」という。）
- ア 障害者支援施設を経営する事業
 - イ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を経営する事業
- (2) 次のいずれにも該当しないもの
- ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - イ 法人又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
 - ウ 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - エ 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
 - オ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248
 - (2) 期間
令和6年6月27日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
 - ア 期間
令和6年8月19日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 時間
-

午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

福岡市公告第191号

福岡市立障がい者フレンドホーム条例（以下「条例」という。）第13条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立西障がい者フレンドホーム	福岡市西区内浜一丁目

2 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 条例第5条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の建物及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 開館時間
規則第2条に規定する開館時間
- (2) 休館日
規則第3条に規定する休館日
- (3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
- (4) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第5条第1項に規定する要件によること。
- (5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和7年度 27,526千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(6) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる社会福祉法人等の法人（以下「法人」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの

(3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(4) 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(5) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

(2) 期間

令和6年6月27日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和6年8月19日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

福岡市公告第192号

福岡市立障がい者スポーツセンター条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則（以下「規則」という。）第17条の規定により次のように公告する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立障がい者スポーツセンター	福岡市南区清水一丁目

2 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

条例第14条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第2条に規定する開館時間

(2) 休館日

規則第3条に規定する休館日

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条に規定する要件によること。

(5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和7年度 185,294千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(6) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる社会福祉法人等の法人（以下「法人」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの

(3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(4) 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者とし

て関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(5) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

(2) 期間

令和6年6月27日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和6年8月19日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）

電話 092-711-4248

水 道 局

福岡市水道局公告第21号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和6年6月24日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	早良区荒江3丁目地内配水管布設工事	

管1種A	南区長丘4丁目地内No.2配水管布設工事	
	東区八田2丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台4、5丁目地内配水管布設工事	
	中央区六本松3丁目地内外2件配水管布設工事	
	東区名島2丁目地内外1件配水管布設工事	
	西区姪の浜5丁目地内配水管布設工事	
管2種C	博多区東平尾1丁目地内φ700mm配水管布設工事(その2)	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和6年7月1日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

東 区

福岡市東区告示第3号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和6年6月24日

福岡市東区長 平 田 成 人

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市東区香椎照葉四丁目2番2-1201号 セ ントラルパーク香椎照葉式番館	SEO YEAHCHANG	令和6年6月6日

